

産業廃棄物処分業許可証

住所 佐賀県佐賀市東与賀町大字飯盛2634番地1

氏名 大坪産業株式会社

代表取締役 陣内 元治

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。

佐賀県知事 山口 祥義



許可の年月日 令和3年（2021年）6月28日

許可の有効年月日 令和6年（2024年）7月13日

1. 事業の範囲

中間処理業	産業廃棄物の種類
切 断	廃プラスチック類、木くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず及びがれき類（自動車等破砕物を除く。） 以上6種類（水銀使用製品産業廃棄物を除く。）
破 砕	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず（廃蛍光管に限る。）及びガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず（廃蛍光管に限る。） 以上7種類（水銀使用製品産業廃棄物（廃蛍光管に限る）を含む。）
破砕・分別	金属くず及びがれき類 以上2種類（水銀使用製品産業廃棄物を除く。）
選 別	汚泥及び金属くず（廃電池に限る。） 以上2種類（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）

2. 事業の用に供するすべての施設

種 類	切断施設	破砕施設
設置場所	佐賀市東与賀町大字飯盛字中大搦2632番1	佐賀市東与賀町大字飯盛字中大搦2632番1
設置年月日	平成24年4月2日	令和3年3月31日
処理能力	廃プラスチック類： 52 t/日（8時間） 木くず： 65 t/日（8時間） ゴムくず： 65 t/日（8時間） 金属くず： 141 t/日（8時間） ガラスくず等： 160 t/日（8時間） がれき類： 219 t/日（8時間）	廃プラスチック類： 4.7 t/日（8時間） 紙くず： 4.7 t/日（8時間） 木くず： 4.7 t/日（8時間） 繊維くず： 4.7 t/日（8時間） ゴムくず： 4.7 t/日（8時間）

種 類	破砕・分別施設	選別施設
設置場所	佐賀市東与賀町大字飯盛字中大搦2632番1	佐賀市東与賀町大字飯盛字中大搦2632番1
設置年月日	平成24年2月22日	令和3年4月20日
処理能力	3.4 t/日（8時間）	0.41 t/日（8時間）

(裏面へ)

種 類	破碎施設
産業廃棄物の種類	廃プラスチック類、金属くず及びガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず（廃蛍光管に限る。）
設置場所	佐賀市東与賀町大字飯盛字中大搦2632番1
設置年月日	令和3年4月20日
処理能力	1.9 t/日（8時間）

3. 許可の条件
なし

4. 許可の更新又は変更の状況

令和 元年 7月14日 更新許可

令和 3年 4月 2日 変更届 破碎施設（令和3年3月31日設置）の追加
破碎施設（平成20年6月6日設置）の廃止
溶解固化施設（平成20年6月6日設置）の廃止

令和 3年 6月28日 変更許可 中間処理業（選別）の追加
産業廃棄物の種類（（破碎）廃プラスチック類、金属くず及び
ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず（廃蛍光管に限る。）
（水銀使用製品産業廃棄物を含む。））の追加
以下余白

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無
有